

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3年 9月 13日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ユウケンガイシャホソカワショウカイ 有限会社細川商会
 住所 奈良県葛城市加守982-1
 代表者氏名 フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク ホソカワ ヨシノブ 代表取締役 細川 喜伸
 電話番号 TEL0745-76-4648
 FAX番号 FAX0745-78-3778
 メールアドレス spar9bp9@lake.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 17 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 13 日

届出者

氏名又は名称 有限会社細川商会
住 所 奈良県葛城市加守982-1
代表者氏名 代表取締役 細川喜伸



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ゆうげんがいしやほそかわしょうかい 有限会社細川商会		
住 所	奈良県葛城市加守982-1		
フリガナ 代表者の氏名	だいひょうとりしまりやく ほそかわよしのぶ 代表取締役 細川喜伸		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(3) 役員の氏名	取締役 細川泰男	取締役 細川康子	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 9 月 13 日

申請者

氏名又は名称

有限会社細川商会

住 所

奈良県葛城市加守982-1

代表者氏名

代表取締役 細川喜伸



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県葛城市加守982番1
有限会社細川商会

会社法人等番号	1500-02-009358	
商号	有限会社細川商会	
本店	<u>奈良県北葛城郡當麻町大字加守982番1</u>	
	奈良県葛城市加守982番1	平成16年10月 1日変更 平成16年10月 1日修正
公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記
会社成立の年月日	平成10年6月30日	
目的	(1) 土木工事業 (2) 管工事業 (3) 機械器具設置工事業 (4) 上下水道工事業 (5) 前各号に付帯する一切の事業	
発行可能株式総数	60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記	

奈良県葛城市加守982番1
有限会社細川商会

役員に関する事項	奈良県北葛城郡當麻町大字加守949番地 取締役 <u>細川康子</u>	
	奈良県葛城市加守949番地 取締役 <u>細川康子</u>	平成16年10月 1日変更 ----- 平成16年10月 1日修正
	奈良県北葛城郡當麻町大字加守949番地 取締役 <u>細川喜伸</u>	
	奈良県葛城市加守949番地 取締役 <u>細川喜伸</u>	平成16年10月 1日変更 ----- 平成16年10月 1日修正
	奈良県香芝市畑三丁目783番地4 取締役 <u>細川喜伸</u>	平成16年12月24日住所 移転 ----- 平成26年 1月17日登記
	奈良県香芝市畑三丁目783番地4 取締役 <u>細川妃呂美</u>	平成26年 1月12日就任 ----- 平成26年 1月17日登記
	代表取締役 <u>細川喜伸</u>	平成26年 1月12日就任 ----- 平成26年 1月17日登記
	登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 5月26日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3年 7月21日

奈良地方法務局葛城支局

登記官

杉 本 孝 誠

